

公 告

京浜河川事務所の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・
設計・観測・調査検討等）に関する協定の締結

次のとおり公告します。

令和3年1月19日

国土交通省関東地方整備局

京浜河川事務所長 竹田 正彦

1. 協定の概要等

（1）協定の目的

本協定は、大規模な災害が発生し、又は発生が予測され、京浜河川事務所が災害対応を行う場合に必要となる、「災害時等応急対策業務（測量・地質調査・設計・観測・調査検討等）（以下、「業務」という。）」に関し、協力を求めるときの手続きについて定め、もって、災害の拡大防止と被害の早期復旧に期することを目的とする。

（2）業務の実施区域

京浜河川事務所管内（多摩川水系・鶴見川水系・相模川水系・西湘海岸）の河川、その流域及び海岸。

（3）協定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日

（4）協定書（案）別紙－1 のとおり

（5）協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、本協定に基づき、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

なお、本協定を締結した場合でも、本協定で想定している災害等が発生しなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

2. 協定の締結区分

下記区分毎に公募するが、各区分を重複しての申請も可とする。

また、業務実施内容は、本協定締結業者が施行可能な範囲とする。

区 分	内 容	協定締結業者予定数
区分（1－1）	地形測量・路線測量に関する業務（多摩川水系）	5社程度
区分（1－2）	地形測量・路線測量に関する業務（鶴見川水系・相模川水系・西湘海岸）	5社程度
区分（2）	空中写真測量に関する業務	5社程度
区分（3）	地質調査に関する業務	10社程度
区分（4）	治水対策検討に関する業務	10社程度

3. 資格要件

(1) 企業要件

1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

2) 上記2. の区分（1－1）、区分（1－2）、区分（2）については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度「測量業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格のうち定期受付において令和3年1月15日までに申請を行い受理されている者で、令和3年4月1日に認定がなされている者であること。

上記2. の区分（3）については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度「地質調査業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格のうち定期受付において令和3年1月15日までに申請を行い受理されている者で、令和3年4月1日に認定がなされている者であること。

上記2. の区分（4）については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格のうち定期受付において令和3年1月15日までに申請を行い受理されている者で、令和3年4月1日に認定がなされている者であること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

3) 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（3.（1）2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

※設計共同体については、本協定の対象としない。

6) 平成22年度以降公告日までに完了した次に示す業務において、1件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のう

ち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点未満)の場合は実績として認めない。

なお、提出された業務実績が「国土交通省地方整備局(港湾空港関係を除く。)」における場合において、業務実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の業務実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定(又は新規の認定)」を受けていない事、若しくは、再認定(又は新規の認定)時に実績の承継が認められていない場合を指す。

業務：国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連業務のうち、上記2.の区分毎に次に示した業務。

区分(1-1)：地形測量・路線測量に関する業務

区分(1-2)：地形測量・路線測量に関する業務

区分(2)：空中写真測量に関する業務

区分(3)：地質調査に関する業務

区分(4)：治水対策検討に関する業務

- 7) 上記2.の区分(1-1)については、本店が神奈川県又は東京都内に所在すること。区分(1-2)については、本店が神奈川県内に所在すること。区分(2)、区分(3)、区分(4)については、本店、支店又は営業所が神奈川県又は東京都内に所在すること。

なお、本店、支店又は営業所については、認定を受けている一般競争(指名競争)参加資格の別により以下の通りとする。

- i) 測量(上記2.の区分(1-1)、区分(1-2)、区分(2)が対象)

「本店」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量)の申請書「様式1」に記載された本社(店)をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度の一般競争(指名競争)参加資格申請書(測量)の申請書「様式3(以下、「資格審査営業所一覧」という。))」に記載された支店等営業所のうち、測量法に基づく測量業者登録申請書に記載してある営業所をいう。

- ii) 地質調査(上記2.の区分(3)が対象)

「本店」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設コンサルタント等)の申請書「様式1」に記載された本社(店)をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度の一般競争(指名競争)参加資格申請書(建設コンサルタント等)の申請書「様式3(以下、「資格審査営業所一覧」という。))」に記載された支店等営業所のうち、地質調査業者登録をしている者については、地質調査業者現況報告書に記載している営業所、それ以外の者については、学校教育法による大学(旧大学令

による大学を含む）、高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）又は高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐（常に1名以上駐在）している支店等営業所をいう。

iii) 土木関係建設コンサルタント（上記2. の区分（4）が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式1」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式3（以下、「資格審査営業所一覧」という。）」に記載された支店等営業所のうち、学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む）、高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）又は高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐（常に1名以上駐在）している支店等営業所をいう。

（2）技術者要件

1) 恒常的雇用関係

協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

2) 技術者資格

以下のいずれかの資格を保有すること。

区分（1－1）、区分（1－2）、区分（2）について

ア) 測量士

区分（3）について

ア) 技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設—土質及び基礎」、又は「応用理学—地質」）

イ) 技術士（建設部門：選択科目を「土質及び基礎」、又は応用理学部門：選択科目を「地質」）

ウ) 国土交通省登録技術者資格

エ) 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級：資格分野を「地盤・基礎」）（上記ウを除く）

区分（4）について

ア) 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）

イ) 技術士（建設部門）

ウ) 国土交通省登録技術者資格

エ) R C C M（上記ウを除く）

オ) 土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（上記ウを除く）

4. 出勤の要請を行う順位の評価に関する事項

（１）評価項目と評価基準

以下の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。なお、具体的評価点数については、別表－１を参照するものとする。

1) 企業の業務実績

・平成２２年度から公告日までに完了した業務で、国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連業務のうち、区分毎に次の業務の有無により評価する。

区分（１－１）：地形測量・路線測量に関する業務

区分（１－２）：地形測量・路線測量に関する業務

区分（２）：空中写真測量に関する業務

区分（３）：地質調査に関する業務

区分（４）：治水対策検討に関する業務

2) 地域性等

i) 地理的条件

・区分（１－１）、区分（１－２）については、本店縛りを行うため、この項目では評価しない。

・区分（２）、（３）、（４）については、対象地域における「本店」、「支店又は営業所」の所在地により評価する。

ii) 地域貢献度

・関東地方整備局の本局、事務所等からの要請に基づき、指定地域内において平成２７年度から令和元年度末までに災害活動を実施し、災害活動実績証明書の交付を受けた災害活動実績を評価する。

3) 専門技術力

i) 企業の業務成績

・平成３０年度から令和元年度末までに完了した業務で、国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連業務のうち、区分毎に次の業務の平均業務成績点により評価する。

区分（１－１）：地形測量・路線測量に関する業務

区分（１－２）：地形測量・路線測量に関する業務

区分（２）：空中写真測量に関する業務

区分（３）：地質調査に関する業務

区分（４）：治水対策検討に関する業務

※評価対象の優先順位は以下のとおりとし、関東地方整備局の発注業務の実績がある場合は下記１）の業務のみを対象とする。

１）関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く。）

２）関東地方整備局を除く国土交通省地方整備局等（北海道開発局、国土地理

院、国土技術政策総合研究所等を含み、港湾空港関係を除く。）、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（農業、漁港及び港湾空港関係を除く。）の発注業務

3) 関東地方整備局管内の都県・政令市の発注業務

ii) 企業の優良表彰

・関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く）で、平成30年度から令和元年度末までに完了した業務のうち、優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で評価する。

ア) 関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰（局長）を受けた経験がある。

イ) 関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰（事務所長）を受けた経験がある。

iii) 技術者の業務成績

・平成28年度から令和元年度末までに完了した業務で、国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連業務のうち、区分毎に次の業務の平均技術者評点により評価する。

区分（1－1）：地形測量・路線測量に関する業務

区分（1－2）：地形測量・路線測量に関する業務

区分（2）：空中写真測量に関する業務

区分（3）：地質調査に関する業務

区分（4）：治水対策検討に関する業務

※評価対象の優先順位は以下のとおりとし、関東地方整備局の発注業務の実績がある場合は下記1)の業務のみを対象とする。

1) 関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く。）

2) 関東地方整備局を除く国土交通省地方整備局等（北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、港湾空港関係を除く。）、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（農業、漁港及び港湾空港関係を除く。）の発注業務

3) 関東地方整備局管内の都県・政令市の発注業務

iv) 技術者の優良表彰

・国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く）で、平成28年度から令和元年度末までに完了した業務のうち、優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で評価する。

ア) 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。

イ) 関東地方整備局以外の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。

5. 手続き等

(1) 本協定締結申請者は、3.に掲げる資格要件を有することを証明するため、次に従い、申請書を提出し、京浜河川事務所長から申請資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は、本協定に参加することができない。

(2) 担当部局

〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1

国土交通省関東地方整備局 京浜流河川事務所 計画課

TEL 045-503-4091 直通

FAX 045-503-4007

担当：計画課長 中村 幸一

(3) 申請書類

1) 申請書様式-1

2) 調査票様式-2～6

(4) 申請書類の交付方法

1) 交付期間

令和3年1月19日（火）から令和3年2月15日（月）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時15分から18時00分までとする。

2) 交付方法

国土交通省京浜河川事務所公式ホームページよりダウンロードすること。

URL:<https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/>

(5) 申請書類の提出

申請書類は次に従い提出するものとする。

1) 提出方法

申請書類は受付期間内に下記の提出先へ配達記録の残る方法にて送付してください。締め切り日必着とします。

FAX及び電子メールによるものは受け付けません。

2) 受付期間

令和3年1月19日（火）から令和3年2月15日（月）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時15分から18時00分までとする。

3) 提出先

上記（2）に同じ。

(6) 企業の業務実績として記載する業務のTECRIS（登録されていない場合は契約書（業務名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分））の写しを提出するものとする。

ただし、TECRIS等での記載内容で同種の業務の実績が不明な場合については、特記仕様書等を必ず添付すること。

(7) その他

1) 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2) 京浜河川事務所長は、提出された申請書を、申請資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

- 3) 提出された申請書は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。

①提出方法

書面を下記提出先へ配達記録の残る方法にて送付、または、FAX によるものとする。（FAXの場合には着信を確認すること。）

②受付期間

令和3年1月19日（火）から令和3年1月26日（火）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時15分から18時00分までとする。

③提出先

上記（2）に同じ。

- 6) 複数の区分に申請を行いたい場合は、その区分毎に申請書を作成し提出すること。

6. 評価に関する事項

（1）協定締結者の決定方法

提出された申請書により3. に掲げる資格要件を満たすものを確認し、資格を有するものと締結する。ただし、申請者が協定締結業者予定数を大きく上回る場合は、提出された申請書により評価を行い、得られた点数の優劣に基づき決定する。

（2）評価の方法

別表－1に3. と4. に関する資格要件と評価項目を一覧表で示した。

区分毎に関連する評価項目についてそれぞれ評価を行い、評価点を算出する。

なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計は100点とする。

※分野毎に他社と比較して評価点数が劣る場合には、協定締結者として選定しないことがある。

7. 締結通知

「京浜河川事務所の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・設計・観測・調査検討等）に関する協定」の締結についての通知は、令和3年3月4日（木）（予定）をもって協定締結者に通知する。

京浜河川事務所の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・設計・
観測・調査検討等）に関する協定書（案）

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長 竹田 正彦（以下「甲」という。）
と、〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時等における応急対策業
務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、大規模な災害が発生し、又は発生が予測され、京浜河川事務所が災害対
応を行う場合に必要となる、「災害時応急対策業務（測量・地質調査・設計・観
測・調査検討等）（以下、「業務」という。）」に関し、協力を求めるときの手続
きについて定め、もって、災害の拡大防止と被害の早期復旧に期することを目的と
する。

（業務の実施区域）

第２条 業務の実施区域は、京浜河川事務所管内（※多摩川水系・鶴見川水系・相模川水
系・西湘海岸）の河川、その流域及び海岸。※協定締結区分に応じて記載

（業務の内容）

第３条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区域における
（※）とする。

上記（※）部分には下記に示す区分毎の「内容」がそれぞれ入る。

区 分	内 容	協定締結業者予定数
区分（１－１）	地形測量・路線測量に関する業務	５社程度
区分（１－２）	地形測量・路線測量に関する業務	５社程度
区分（２）	空中写真測量に関する業務	５社程度
区分（３）	地質調査に関する業務	１０社程度
区分（４）	治水対策検討に関する業務	１０社程度

（技術者）

第４条 乙は、甲に対し、本協定締結参加資格確認のために提出した「協定参加資格確認申
請書」に掲載した技術者について、やむを得ない事情により変更が生じた場合は、
遅滞なく書面により甲に報告するものとする。

２．乙は、本協定期間内においては、毎年３月３１日までに、４月１日の技術者の雇用
状況（予定）について、書面により甲に報告するものとする。

（業務の要請）

第5条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、出動要請の連絡を受けるものに変更が生じた場合、遅滞なく書面により甲に報告するものとする。

（業務の実施）

第6条 乙は、第5条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 業務の直接の指示は、京浜河川事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

第7条 甲は、乙に第5条の出動を要請した場合は、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（業務の完了）

第8条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第9条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第7条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第10条 甲は、第9条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第7条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第11条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するもの

とする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（訓練・研修等への参加）

第12条 乙は、本協定上の業務を円滑に遂行するために必要な訓練・研修等について協力要請があった場合、積極的に参加するものとする。なお、この場合にかかる費用については、乙の負担とする。

（有効期限）

第13条 本協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2. 協定発効時に乙が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

（協定の解除）

第14条 甲は、乙が社会的信用を著しく傷つける行為があったとき又は協定を継続できない事情が発生したときには、この協定を解除することが出来るものとする。

2. 乙が申請し、甲が認めた場合は協定を解除することができるものとする。

（その他）

第15条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

令和 3年 3月〇〇日

甲 国土交通省 関東地方整備局
京浜河川事務所長 竹田 正彦

乙 ○○○○ ○○○○
○○○ ○○○○__⑨

一般競争方式（総合評価落札方式）に準じた協定締結業者選定評価表

京浜河川事務所の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・設計・観測・調査検討等）に関する協定

		区分（１－１）：地形測量・路線測量に関する業務（多摩川水系） 区分（１－２）：地形測量・路線測量に関する業務（鶴見川水系・相模川水系・西湘海岸） 区分（２）：空中写真測量に関する業務 区分（３）：地質調査に関する業務 区分（４）：治水対策検討等に関する業務						
評価項目		評価の着眼点	評価基準	配点				
参加表明者（企業）の経験及び能力	企業の業務実績	平成２２年度から公告日までに完了した次に示す業務において、１件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務成績評定要領に基づく業務成績が６０点未満（関東地方整備局発注業務において平成２０年６月１６日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については６５点未満、また、平成２１年２月１６日以降公示した予定価格が１００万円を超えて１、０００万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に１０分の７を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については６５点未満）の場合は実績として認めない。 （様式－２）	業務実績：国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務で、下記による。 ・区分（１－１）：地形測量・路線測量に関する業務 ・区分（１－２）：地形測量・路線測量に関する業務 ・区分（２）：空中写真測量に関する業務 ・区分（３）：地質調査に関する業務 ・区分（４）：治水対策検討等に関する業務 ①実績あり ②実績なし	① ９点 ② 選定しない		最高 ９点		
	地域性	地理的条件	区分（１－１）は、本店が神奈川県内又は東京都内、区分（１－２）は、本店が神奈川県内、 区分（２）、（３）、（４）は本店、支店又は営業所が神奈川県内又は東京都内に、所在すること。 （様式－５）	区分（１－１）、区分（１－２）：本店縛りを行うため、この項目では評価しない。 区分（２）（３）（４）：①指定地域に本店がある。 ②指定地域に支店又は営業所がある。	① ３点 ② １点		区分（１） 評価しない	区分（１）以外 最高 ３点
		地域貢献度	関東地方整備局の本店、事務所等からの要請に基づき、指定地域内において平成２７年度から令和元年度末までに災害活動を実施し、災害活動実績証明書の交付を受けた災害活動実績を評価する。（様式－５）	①京浜河川事務所における災害活動実績がある。 ②京浜河川事務所管内を含む県内及び都内に所在地がある事務所等の災害活動実績がある。 ③関東地方整備局管内における活動実績がある。	区分（１） ① ６点 ② ４点 ③ ２点	区分（１）以外 ① ３点 ② ２点 ③ １点	区分（１） 最高 ６点	区分（１）以外 最高 ３点
	専門技術力	業務成績	平成３０年度から令和元年度末までに完了した指定した業務のうち平均業務成績を右記の順位で評価する。（様式－２） 国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務で、下記による。 ・区分（１－１）、区分（１－２）：地形測量・路線測量に関する業務 ・区分（２）：空中写真測量に関する業務 ・区分（３）：地質調査に関する業務 ・区分（４）：治水対策検討等に関する業務 ※評価対象の優先順位は以下のとおりとし、関東地方整備局の発注業務の実績がある場合は下記１）の業務のみを対象とする。 １）関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く。） ２）関東地方整備局を除く国土交通省地方整備局等（北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、港湾空港関係を除く。）、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（農業、漁港及び港湾空港関係を除く。）の発注業務 ３）関東地方整備局管内の都県・政令市の発注業務 上記３）の実績により評価を行う場合は右記③として評価し、加点する。	① ７ ９点以上 ② ７ ８点以上 ７ ９点未満 ③ ７ ７点以上 ７ ８点未満 ④ ７ ６点以上 ７ ７点未満 ⑤ ７ ５点以上 ７ ６点未満 ⑥ ７ ５点未満	① ３ ０点 ② ２ ４点 ③ １ ８点 ④ １ ２点 ⑤ ６点 ⑥ ０点		最高 ３ ０点	
		優良表彰	関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く）で、平成３０年度以降令和元年度末までに完了した業務のうち、優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で評価する。 （様式－２）	①関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰（局長）の表彰を受けた経験がある。 ②関東地方整備局の発注業務で、優良業務表彰（事務所長）の表彰を受けた経験がある。	① ５点 ② ３点		最高 ５点	最高 ５点
配置予定管理（主任）技術者の経験及び能力に関する要件	恒常的雇用関係	配置予定管理（主任）技術者は、申請書提出日において、協定締結希望者と３ヶ月以上の直接的雇用関係がなければならない。（様式－６） ※記載は区分毎に最大５名までとする。	①恒常的雇用関係について確認できる書類の添付あり ②上記以外	①－ ② 選定しない		-	-	
	資格要件	技術者資格を評価する。（様式－３） ※記載は区分毎に最大５名とする。	区分（１－１）、区分（１－２）：測量士 区分（２）：測量士 区分（３）：ア）技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設－土質及び基礎」、又は「応用理学－地質」） イ）技術士（建設部門：選択科目を「土質及び基礎」、又は「応用理学－地質」） ウ）国土交通省登録技術者資格 エ）土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級：資格分野を「地盤・基礎」）（上記ウを除く） 区分（４）：ア）技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目） イ）技術士（建設部門） ウ）国土交通省登録技術者資格 エ）RCCM（上記ウを除く） オ）土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級）（上記ウを除く） 区分（５）：ア）技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目） イ）技術士（建設部門） ウ）国土交通省登録技術者資格 エ）RCCM（上記ウを除く） オ）土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級）（上記をウ除く） ①有資格者あり ②有資格者なし	①－ ② 選定しない		-	-	
	専門技術力	業務成績	平成２８年度から令和元年度末までに完了した指定した業務の平均技術者評点について評価する。（様式－４） 国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務で、下記による。 ・区分（１－１）、区分（１－２）：地形測量・路線測量に関する業務 ・区分（２）：空中写真測量に関する業務 ・区分（３）：地質調査に関する業務 ・区分（４）：治水対策検討等に関する業務 ※評価対象の優先順位は以下のとおりとし、関東地方整備局の発注業務の実績がある場合は下記１）の業務のみを対象とする。 １）関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く。） ２）関東地方整備局を除く国土交通省地方整備局等（北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、港湾空港関係を除く。）、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（農業、漁港及び港湾空港関係を除く。）の発注業務 ３）関東地方整備局管内の都県・政令市の発注業務 上記３）の実績により評価を行う場合は右記③として評価し、加点する。 ※記載は区分毎、１名につき１件とする。 ※記載は区分毎に最大５名までとする。 ※点数は、個々の実績評価点数（最大５点）×件数（最大５名×１件＝５件）として計算する。 ※同種実績を持つ技術者がいない場合は選定しない。	① ７ ９点以上 ② ７ ８点以上 ７ ９点未満 ③ ７ ７点以上 ７ ８点未満 ④ ７ ６点以上 ７ ７点未満 ⑤ ７ ５点以上 ７ ６点未満 ⑥ ７ ５点未満	① ５点/件/名 ② ４点/件/名 ③ ３点/件/名 ④ ２点/件/名 ⑤ １点/件/名 ⑥ ０点/件/名		最高 ２ ５点	最高 ２ ５点
優良表彰		国土交通省及び内閣府沖縄総合開発局建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く）で、平成２８年度から令和元年度までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を評価する。 ※点数は、個々の評価点数（最大５点）×件数（最大５名×１件＝５件）として計算する。	①関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。 ②関東地方整備局以外の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。	① ５点/件/名 ② ３点/件/名		最高 ２ ５点	最高 ２ ５点	
評価点 計				１ ０ ０点				